

下仁田厚生病院改革プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「下仁田厚生病院改革プラン」に定める「改革に取り組む期間」における下仁田厚生病院事業の改革目標の達成状況等を評価するため、下仁田厚生病院改革プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 下仁田厚生病院事業改革目標の各年度における達成状況に関すること
- (2) 下仁田厚生病院事業改革に向けた取組に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、有識者、住民代表及び下仁田厚生病院の医師・看護師等で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は当該病院職員を除く委員の互選とし、副委員長は、委員長の指名とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(解散)

第7条 委員会は、「改革に取り組む期間」の終了をもって解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、下仁田厚生病院事務部経理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月25日から施行する。

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。